

市民活動支援施設に関する 提 言 書

平成15年3月17日

富士市市民活動支援施設市民懇話会

目 次

はじめに	1
提 言	2
施設の利用者及び団体に関すること	3
施設の機能に関すること	4
施設の管理運営の方法に関すること	6
施設の利用促進に関すること	7
(資料)	
市民懇話会委員名簿	8
市民懇話会開催概要	9
市民懇話会設置要領	10

はじめに

市民活動支援施設導入決定までの経緯と市民懇話会の発足

市街地の中心にある商店街は、郊外型大型店や量販店の出店の影響を受け、全国的に衰退の傾向にある。吉原商店街も例外ではなく、商店街の東端にあり回遊の拠点となっていたヤオハン吉原店が、平成6年1月に撤退して以降、空洞化が進みシャッター通りと通称されるような状況となっている。

平成14年1月、旧ヤオハン吉原店ビルを取り壊し、新たに店舗及びマンションの複合ビルを建設する計画が表面化した。2月、市は市議会建設水道委員会協議会の中で、この事業に対する、優良建築物等整備事業による国・県・市の補助金についての概要の説明を行った。この中で、委員から公共機能の付加についての意見があった。市は前向きに検討する旨回答、その後、市議会2月定例会で、市長が公共機能を積極的に導入するために全庁的な検討を行うことを約束した。

また、吉原地区まちづくりワークショップでは、緊急の「旧ヤオハンビルを考えるワークショップ」を開催、ワークショップの検討結果を提案書にまとめて市に提出した。

これらの動きを受け、市では4月、市の関係部署による行政内部提案とワークショップ提案の13提案について、候補を絞り込むために庁内連絡会議を開催、施設の方向性をコミュニティFM局と市民活動支援施設とする案をとりまとめた。5月、市議会建設水道委員会協議会に最終決定案として報告、7月には、市議会全員協議会に優良建築物等整備事業とコミュニティFM局、市民活動支援施設導入が決定した経緯を報告した。

そして、導入を決定した施設のうち市民活動支援施設については、その機能等を検討するため市民懇話会が設置され、5回の開催を経て、今回の提言に至ったものである。

提 言

市民活動は、市民の自主的な活動である。市民活動の特徴は、その取り組みが行政ではなく、「民間性」に由来していることにある。市民活動の促進・協働策を検討していくにあたっては、市民活動団体の独立（団体の自主性・自立性）が確保された形での促進策とすることが重要である。市民活動には行政では実現しにくい公益的なサービスを生み出す力がある。その活動を活性化することは市民生活の向上に大きな意味をもつものであり、このような活動の支援は行政の重要な役割の一つと言える。

昨年、市では市内の市民活動の実態を把握するため、市民活動団体に対するアンケート調査を行った。その結果によると、多くの団体が、活動の拠点となる事務所や打ち合わせ場所について、団体の代表者の自宅を使用するなど、確保に苦労していることがわかった。また、これから市民活動をしていくために必要な課題として、「団体の運営能力を高める」、「活動に対する社会的な認知や信用を得る」、「研修などで技術、知識を研鑽できる」、「行政を含めて社会が市民活動を正しく理解する」などが上位に挙げられていた。これらの課題を克服するためには、行政等からの支援や団体間のネットワーク形成、市民が市民活動を知ることができる場所の設置などが必要である。

以上のことから、市民活動に対する促進策として、活動を支援する施設の設置が求められているのである。その施設は単に活動の場を提供するのみでなく、市民が集い、たがいの活動について話し合い、研修をしたり、時にはイベントを行うこともできるような機能を兼ねそなえ、またユニバーサルデザインにも配慮した使いやすい施設にしたいと考えるに至った。

以下、市民活動支援施設の設置にあたり、次の4つに分けて提言する。

- 施設の利用者及び団体に関すること
- 施設の機能に関すること
- 施設の管理運営の方法に関すること
- 施設の利用促進に関すること

施設の利用者及び団体に関すること

市民活動の支援施設ということで、まず近隣にある静岡県のふじのくにNPO活動センター「パレット」（以下「静岡パレット」という。）を思い浮かべる人が多い。委員の中には静岡パレットをよく利用しているNPO法人の代表者もあり、その利用の様子を知ることができた。その中で、利用した経験のある委員の一致した意見というのが、

1. 利用する者がNPO法人もしくはそれに近い団体・個人が多い。
2. 入口に静岡県のNPO推進室があり、敷居が高く、気軽に入りにくい。

ということであった。

静岡県の東部地域交流プラザ「パレット」（以下「沼津パレット」という。）もイメージされるが、こちらは静岡パレットより利用団体・利用者が広い範囲に渡る反面、人の出入りが少なく静かで、中に居づらい雰囲気であるということであった。

また、市民活動支援施設というと、特定の人たちのみが利用する施設とのイメージが強く、これからボランティア活動・市民活動を行ってみたいという人や一般の人が、利用しにくいイメージがあるという意見が出た。

これらのことから、本施設は特定の団体・個人に限定することなく、誰もが利用できる施設とすべきであり、以下のとおり提言する。

1. 広く市民活動を行っている団体・個人を対象とする。

・ 利用団体・利用者をNPO法人もしくはそれに近い団体・個人に限定していると思われるようなイメージにつながることはしない。

2. 誰もが気軽に立ち寄れるようなスペースを設ける。

・ 特に市民活動に縁のない人たちに市民活動をPRし、市民活動への参加を促すとともに、市民活動がより活発になるきっかけとなるように考える。

・ 本施設は、富士市の中心市街地に設置される。これは、施設の利用がまちに賑わいを生むことを期待しているということである。

施設の機能に関すること

市民活動の支援施設として例示される、静岡パレット・沼津パレットは、静岡県の施設である。県全体あるいは10以上の市町村の区域を対象としている。これに対し、本施設は1市の区域を対象としており、身近で親しみのもてる開放的な施設としたい。委員からは「参考にした施設のように多くの打ち合わせスペースや会議スペースが必要であるのか。」という意見があった一方で、実際に市民活動を行っている委員からは、「やはりある程度は欲しい。あれば使う。」という意見も出るなど、多くの議論が行われた。その結果として、とりまとめられた機能について以下のとおり提言する。

1.会議機能

- ・50～60人ぐらいが入れる会議室とする。
- ・フリーなスペースを会議のときに間仕切りで仕切り、100人入れる会議室がつけられるようにする。

2.市民活動団体の設立・活動支援機能

インキュベーションスペース

- ・独立した部屋を机・パソコン等を配置した占有面積1坪ぐらいの区画に区切り（隣の区画との区切りはついたて程度）市民活動を始めたばかりの団体や専用の事務所を持たない団体の事務作業スペースとするもの
- ・期間を定め（1ヶ月～半年ぐらい）特定の団体に有料で貸し出すスペースを設ける。
- ・上記以外に自由にいつでも使える部分も設ける。
- ・ロッカー等も必要である。

3.交流・打ち合わせ機能

- ・予約・申し込みが必要ない、フリースペース・サロンのスペースとする。
- ・少人数の打ち合わせや作業用のスペースは、ここを使用する。
- ・軽飲食を可能とする。自動販売機、お茶の給湯器を設ける。

4.市民活動のPR機能

- ・展示コーナー・パンフレットスタンドをおき、市民活動の案内や市民活動団体・個人の活動のPRの場所とする。

5.作業機能

- ・市民活動の書類作成に必要なコピー機・印刷機等をおく。

6.情報収集機能（図書資料スペース、インターネットスペース）

- ・市民活動の情報収集のため、図書をおき、インターネットコーナーを設ける。

7.誰もが利用できるトイレ

- ・施設の利用者だけでなく、近くに来た人誰もが気軽に立ち寄ることのできるトイレとする。
- ・女性用トイレを多めにつくる。
- ・おむつ替え設備を男性用トイレにもつくる。
- ・ファミリートイレを設置する。

なお、上記の機能は時代の移り変わりにより必要性が変化するので、変化に対応できるようにスペースの間仕切りは将来的に移動できる構造とする。

また、以上のような市民活動の支援施設としての基本的な機能のほかに、多くの人がここを訪れ、市民活動の様子を知り、訪れた人たちへ市民活動への参加を促し、併せてまちの賑わいを創出するためには、人を集める仕掛けが必要である。この仕掛けとして、以下のように提言する。

まちの情報発信機能・まちのコンシェルジュ機能

- ・富士市には観光的な要素が少ないが、これは魅力がないからではなく、プロデュースがないからである。魅力的な観光（歴史ある吉原宿・祇園祭など）をプロモートする。
- ・まちのことなら何でもわかる、またどんなことでも相談に乗り、関係機関を紹介するなど対応してくれるまちのコンシェルジュ（よろず相談人）を置く。
- ・まちの案内ができる観光案内人をおく。大学生、高校生、総合学習を兼ね中学生・小学生にお願いしても良い。
- ・商店街の買物代行や、注文すればそこに届くような配達の実施を行い、お年寄りが気楽に集まれるようにしたい。

施設の管理運営の方法に関すること

現状では、市民団体等を対象とした市の施設が利用しにくい理由として、

1. 閉館時間が早い。
2. 事前に申し込みが必要である。

などが挙げられた。これに沿って、施設の利用にあたっては、

1. 閉館時間を遅くする。

・昼間、別の仕事を持っている人が、夜間でも十分に活動を行えるよう閉館時間を遅くする。

2. 事前に申し込みの必要なく利用できる。

・原則として誰もがフリーに利用できる。
・利用する機能に応じて、利用する際に記名してもらったり、事前に申し込みを行う、事前登録が必要となる場合がある。

ことを提言する。

施設を管理していく主体については、施設運営の柔軟性を持たせるため、市や市の外郭団体が直接管理するのではなく、民間団体が管理していくのが望ましい。また、管理主体となる団体は、「施設の機能に関すること」で提言した「まちの情報発信機能・まちのコンシェルジュ機能」をも担うこととなる。

これらを総合的に検討すると、施設の管理運営主体として、新たにNPO法人を設立し、管理運営を行うことを提言する。

施設の利用促進に関すること

これまでの議論をとおして、施設の機能や管理運営等のアウトラインが浮かび上がってきたが、折角作った施設に、人が大勢集まり、みんなが進んで利用できるように工夫する必要がある。このためにはアクセスを良くすることが重要であり、また、住民票の交付など日常の市民生活が市役所まで行かなくても、そこで用が足せるようにするなど、人がいつも集まってくる契機を作っておくことも大事である。委員から多くの意見が出たのが、駐車場・住民票の自動交付機・コミュニティFMとの連携などについてであった。

本施設には駐車場がないことから、施設を利用しやすくするため、周辺に民間時間貸し駐車場は多くあるので、安価に利用できるようにしたほうが良いという意見、他方、駐車場やバス停・駅から施設まで歩くことが、まちのにぎわいにつながるという意見も多かった。そこで、

駐車場及び公共交通機関を利用しやすくする

- ・市営駐車場を利用しやすくするとともに、近くの民間時間貸し駐車場と提携する。
- ・自動車に頼らずに施設を利用できるようにするため、公共交通機関を整備する。

ことを提言する。

多くの人が施設を訪れ、市民活動に触れるきっかけをつくるためにも、まちのにぎわいのためにも、人を集める仕組みをつくる必要がある。このためには住民票等の自動交付機などが必要だという意見が多かった。

そこで、政府のe-japan計画の推進に伴い、高度情報通信ネットワーク社会が形成されていく中で、市が住民票等の自動交付機を市庁舎以外に設置する際には、本施設に設置することを提言する。機械に慣れない人のために、機械の使い方のご案内をすることも行う。

また、コミュニティFMとの連携についても、市民活動支援施設と併せて導入されることから、お互い積極的に利用すべきであるというのが一致した意見だった。

そこで、全国的にも珍しい、市民活動支援施設とコミュニティFMとの併設というメリットを最大限に活かし、施設内で放送を流す、放送で施設の様子を紹介する等、相互に連携していくことを提言する。

市 民 懇 話 会 委 員 名 簿

(5 0 音 順)

	氏 名	摘 要
委 員 長	徳山 明	富士常葉大学学長
副委員長	小池智明	NPO法人 ふじ環境倶楽部代表
副委員長	内藤勝則	吉原商店街振興組合
委 員	大原朝子	一般公募
委 員	加藤富也	富士青年会議所
委 員	小出禮節	まちづくり推進会議
委 員	古賀麻里子	市民ワークショップ
委 員	佐野莊一	吉原商店街振興組合
委 員	杉本岩夫	一般公募
委 員	杉山克秀	一般公募
委 員	田中哲文	一般公募
委 員	廣瀬 巖	NPO法人 ハイネット・ふじ代表
委 員	渡辺敏子	ボランティア連絡会
委 員	渡邊法子	NPO法人 三心会グループホーム菜の花代表

市民懇話会開催概要

第 1 回	平成14年10月29日（火）午後7時～ 富士市役所8階政策会議室
	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・助役あいさつ ・自己紹介 ・設置要領について スケジュールについて ・委員長・副委員長の選任について ・議 題 <ul style="list-style-type: none"> (1)施設導入決定までの経緯について (2)導入施設の概要について (3)事例の紹介 (4)施設の利用団体等について (5)その他 市民活動の実態調査について
第 2 回	平成14年11月19日（火）午後7時～ 富士市役所8階政策会議室
	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長あいさつ ・議 題 <ul style="list-style-type: none"> (1)コミュニティFM放送局の概要について (2)市民活動団体の実態調査について (3)施設の利用者及び団体に関すること (4)施設の機能に関すること
第 3 回	平成14年12月17日（火）午後7時～ 富士市役所消防防災庁舎5階第1会議室
	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長あいさつ ・議 題 <ul style="list-style-type: none"> 施設の機能に関すること 施設の管理運営の方法に関すること グループワーク 基本的機能を検討するグループ 付加機能を検討するグループ
第 4 回	平成15年1月21日（火）午後7時～ 富士市役所6階第3会議室
	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長あいさつ ・議 題 <ul style="list-style-type: none"> (1)施設の機能に関すること及び施設の管理運営の方法に関すること (2)提言書（案）について
第 5 回	平成15年2月18日（火）午後7時～ 富士市役所6階第3会議室
	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長あいさつ ・議 題 <ul style="list-style-type: none"> 提言書（案）について

富士市市民活動支援施設市民懇話会設置要領

(設置)

第1条 吉原商店街の旧ヤオハンビル跡地に優良建築物等整備事業により店舗等とマンションの複合ビルが建設されることに伴い、富士市は、公的施設として、ここに(仮称)市民活動支援施設(以下「施設」という。)を導入する。その機能等について利用する市民の意向を取り入れるため、富士市市民活動支援施設市民懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

(検討事項)

第2条 懇話会の検討事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設の利用者及び団体に関すること
- (2) 施設の機能に関すること
- (3) 施設の管理運営の方法に関すること
- (4) その他必要と思われること

(組織)

第3条 懇話会は15人以内の市民により組織する。

- 2 懇話会には、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、懇話会を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第4条 懇話会は、委員長が招集する。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、富士市総務部総務課において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか懇話会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成14年10月29日から施行する。